

○財務省告示第三百四十七号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十六年十月十七日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十六年十一月七日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 利付国庫債券（三十年）（第四十

四回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

十四号）第四条第一項及び特別

の法律及びそ 会計に関する法律（平成十九年

法律第二十三号）第四十六条第

一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法

用等 律（平成十三年法律第七十五号）

以下「振替法」という。）の規定

の適用を受けるものとし、その

振替機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、「価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、財務大臣が各国債市場

特別参加者ごとに応募限度額を

定めるものによる発行（以下「国

債市場特別参加者・第I非価格

競争入札発行」という。）及び価

格競争入札の募入の決定をした

後に行われる入札であつて、財

務大臣が各国債市場特別参加者

四 発行方法

十 発 行 日	九			八						七			ハ																																																																																																																		
	振替単位の			最	額	面	金	争	入札	非	者	特	国債	争	入札	非	者	特	国債	争	入札	非	者	特	国債																																																																																																						
	金額	の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	低	額	面	金	争	入札	非	者	特	国債	争	入札	非	者	特	国債	争	入札	非	者	特	国債																																																																																																						
平成二十六年十月十七日	すの整數倍の金額によるものと	の記載又は記録は、最低額と	振替法の規定による振替口座簿	五	万	円	九	百	七	十	億	八	千	三	百	七	十	二	万	円	六	千	四	百	八	十	二	億	九	千	二	百	八	十	万	円	六	千	四	百	八	十	万	円	九	百	五	十	八	億	円	特	別	会	計	に	関	す	る	法	律	第	四	十	六	条	第	一	項	の	規	定	に	基	づ	き	発	行	し	た	利	付	国	債	に	つ	い	て	、	額	面	金	額	で	五	百	九	十	一	億	円	に	つ	い	て	、	額	面	金	額	で	九	百	五	十	八	億	円	に	つ	い	て	、	額	面	金	額

十 十
三 二

ロ イ 一

の 経 利 入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 入 価 発
払 過 札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 札 格 行
込 利 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 発 競 行
み 子 率 行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 行 争 格

四 額 五 額
銭 面 銭 面
金 上 金 額
額 百 円 百 円
に につ につ
つき 百 一 円 二
円 三 十 十

(一) 年 一
募 入 七
払 決 十
金 定 百
額 の セ
に 通 ン
加 知 ト
え を
、 受
次 け
の た
第 の
二 算 者

む 十 式 は
も 号 によ 募 入
の に 規 算 金 額 の
と 定 算 出 し 加
す す る た え
。 期 日 金 額 を
に 払 い 第 二 算 者

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 17}{100} \times \frac{27}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるに
もとの記載又は記録さるるもの
座についで、は、記録さるるもの
にり算出た金額から該金に
よるに、二分た、金額、三、五、乗
じ、た、金額、お、だ、し、取、得、者
を、発、行、時、に、お、お、は、外、取、得、者
が、非、居、住、者、に、お、お、は、外、取、得、者
る、場、合、に、は、前、記、(一) の 法 算 式 に

十四 初期利子

十五 第二期以後の利子

十六 償還金限度
十七 償還金額
十八 元利金支
十九 払場所
二十 入札参加者
二十 払込期日

より算出した金額に当該非居
住者又は外国人が適用を受
ける所得税の税率を乗じた金
額を控除することができる。

平成二十七年三月二十日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十六号において
規定する期日について同じ）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1.7}{100} \times \frac{1}{2}$$

毎年三月二十日及び九月二十
日を支払期とし、各支払期にお
いて、その日以前六月間に属す
る利子を支払う。

平成五十六年九月二十日
額面金額百円につき百円

日本銀行

財務大臣から通知を受けた者

平成二十六年十月十七日